

5.1.3 介護（介護予防）サービスの見込み

【施設・居住系サービス】

（１）居宅サービス

●特定施設入居者生活介護

特定施設に入居している要介護者が、当該施設のサービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。

利島村でのサービスはありませんが、島外でサービスを利用していた実績があります。

(単位：人／月)

有料 老人 ホーム等	平成 30年 度	令和 元年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予防 給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（２）地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた島での生活を支える目的とし、様々なサービスを必要に応じて組み合わせることができ、利用者のニーズに細かに対応することが可能となっています。また、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されることとなっており、これらのサービスは村が指定した事業者により、村民のみが利用できます。

また、様々な理由で村民が他区市町村にある地域密着型の事業所の利用を希望する場合がありますが、この場合は、先方の区市町村の同意を得て本村が当該事業所を指定した上で利用することとなります。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

利島村でのサービスはありません。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設に入居する方が、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを受けることができます。

利島村でのサービスはありません。

(3) 施設サービス

施設入所サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設にて行われています。

●介護老人福祉施設

認知症などにより心身に障害のある方や寝たきりの方に適した施設となっています。施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養の世話をを行います。

●介護老人保健施設

入所する病状が安定期にある要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活の世話をを行い、自宅での生活に戻れるように支援する役割を担っています。経過措置期間は6年間延長されました。

●介護医療院

新たな施設系サービスの選択肢が整理され、慢性期の医療と介護のニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

●介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、介護に重点をおいた医療施設となっており、病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。経過措置期間については6年間延長されました。

(単位：人／月)

施設サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	実績値		実績見込み	計画値						
介護老人福祉施設	4	5	4	4	4	4	3	3	3	3
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0				

【在宅サービス】

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が食事や排せつの介助や入浴、衣類の着脱など身体に関わる身体介護と掃除や洗濯、買い物、食事の準備など日常生活に必要な生活援助を行います。

利島村でのサービスはありません。

●訪問入浴介護

数人の介護者、看護師などが浴槽を持ち込んで入浴サービスの提供を行います。重度の要介護者の利用が多いサービスではありますが、要支援者においても、一般家庭での入浴が困難な方や感染症のために施設の浴槽が使えない場合に限り利用が可能となっています。

利島村でのサービスはありません。

●訪問看護

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助を行います。

利島村でのサービスはありません。

●訪問リハビリテーション

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対して、リハビリのための通院・通所が困難な場合に、医師の指示のもと理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が居宅を訪問し、生活行為を向上させるため必要なリハビリを行います。

利島村でのサービスはありません。

●居宅療養管理指導

通院での療養が困難な場合、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。

利島村でのサービスはありませんが、島外の有料老人ホーム入所者がサービスを利用していた実績があります。

(単位：人／月)

居宅療養管理指導	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	実績値		実績見込み	計画値						
介護給付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予防給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●通所介護（デイサービス）

自宅から施設までの送迎、食事、入浴、排泄などの介助やレクリエーションなどを行います。利島村において要支援者の予防給付については、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

利島村でのサービスはありませんが、島外でサービスを利用していた実績があります。

(単位：回／月)

デイサービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	実績値		実績見込み	計画値						
介護給付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●通所リハビリテーション（デイケア）

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者が、介護老人保健施設、病院等に通り個人の状況に応じたリハビリテーションを行います。

利島村でのサービスはありません。

●短期入所生活介護

要支援・要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話及び機能訓練を受けることができます。

利島村でのサービスはありませんが、島外でサービスを利用していた実績があります。

（単位：日／月）

シヨ ート ステ イ	平成 30年 度	令和 元 年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
予防 給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●短期入所療養介護

病状が安定期にある要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、介護、医学的管理下における介護、機能訓練等の必要な医療及び入浴、排泄、食事等の日常生活の世話を受けることができます。

利島村でのサービスはありません。

●福祉用具貸与

要支援・要介護者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

- ①車いす
- ②車いす付属品
- ③特殊寝台
- ④特殊寝台付属品
- ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換器
- ⑦手すり（工事を伴わないもの）
- ⑧スロープ（工事を伴わないもの）
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助つえ
- ⑪認知症老人徘徊感知機器

⑫移動用リフト（つり具除く）

⑬自動排泄処理装置

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は⑦⑧⑨⑩のみ利用できます。

利島村でのサービスはありません。（但し、社会福祉協議会において類似サービスの提供あり。）

●特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与に適さない入浴や排泄等のための特定福祉用具を要支援・要介護者が購入した際に、村が必要と認めた場合に購入費の8割、9割を支給します。ただし、支給対象となる購入費の上限は1年につき10万円です。

①腰掛便座

②入浴補助用具

③特殊尿器

④簡易浴槽

⑤移動用リフトのつり具

利島村でのサービスの利用はありません。

●住宅改修

住宅改修を要支援・要介護者が行った際に、村が必要と認めた場合に、費用の8割または9割を支給します。ただし、支給対象となる費用の上限は20万円です。（原則、1回限り）

①手すりの取り付け

②床等の段差の解消

③滑り止めや移動の円滑化等のための床材取り替え

④引き戸等への扉の取り替え

⑤様式便器等への便器の取り替え

⑥その他①～⑤の改修に付帯して必要となる住宅改修

利島村でのサービスの利用はありませんでしたが、今後、利用が見込まれる可能性があります。

●居宅介護支援・介護予防支援

介護保険制度への理解が不十分な方、事業者との連絡調整が困難な方などが、居宅サービス等を適切に利用できるように、利用者・家族・行政・医療機関などから情報を集め、ケアプランを作成します。また、施設入所サービスを要する場合には、各サービス提供事業者への紹介や調整等の提供を行います。ケアプラン実行後は、利用者宅を訪問し、実施状況をチェックします。

(単位：人／月)

ケア プラン 作成	平成 30年 度	令和 元 年度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	6	7	9	9	9	9	10	9	9	9
予防 給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

利島村でのサービスはありません。

●夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

利島村でのサービスはありません。

●地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

利用定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターに通い、食事、入浴、日常生活の支援、機能訓練等の介護サービスを受けることができます。制度改正により、平成 28 年度より通所介護サービスから分割されています。

利島村では平成 29 年よりサービスが開始されました。

(単位：人／月)

デイ サー ビス	平成 30年 度	令和 元 年度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	5	7	9	9	9	9	10	9	9	9

●認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症である要介護者がデイサービスの事業所を訪れて入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを受けることができます。

利島村でのサービスはありません。

●小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

利島村でのサービスはありませんが、今後、利用が見込まれる可能性があります。

●看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になります。

利島村でのサービスはありません。